

令和 7 年度事業計画書

令和 6 年度は、物価の上昇がある中でインバウンド需要の増加や賃金の上昇傾向がみられるなど明るい兆しが見え始めています。

食肉をめぐる情勢をみると、輸入食肉は円安や現地相場高などにより高止まりが続く一方、国産食肉への需要にシフトする動きがみられますが、和牛肉については物価上昇等に対する消費者の生活防衛意識の高まりにより、需要が低迷し、その拡大が課題となっています。

これにより、食肉事業者の経営環境は、慢性的な人手不足に加え、物流費及び人件費の高騰もあって、依然厳しい状況が続いています。

センターにおいては、このような状況を踏まえ、部分肉流通情報の収集・公表事業及び部分肉流通施設の貸付事業の二本柱を中心に適正な遂行に努めてまいります。

特に令和 7 年度には、部分肉流通情報の収集・公表事業について業務内容の改善及び更なる充実を図るとともに、部分肉流通施設では、既存施設の老朽化に伴う冷却設備の大規模更新工事を計画的に進めます。

1 部分肉取引情報業務

全国の主要食肉卸売企業から収集する部分肉取引情報について、公表地域（首都圏、近畿圏、中京圏及び九州地域）ごとに畜種別、部位別に集計し、ホームページ、新聞及び業界紙を通じて速やかに公表します。

また、「和牛チルド 5」（月報・年報）の公表の開始など和牛の公表品目の拡充を図るため、現行システムを改修し、年内の公表実施を目指します。

また、データ提供企業におけるデータ送信に係る問題の解決、状況改善及び企業との関係強化を図るため、必要に応じて企業訪問や支援を行います。

2 部分肉流通施設の貸付け・整備等

（1）施設賃貸料の見直し

G 棟以外のセンター施設賃貸料については、平成 7 年から令和 6 年までの約 30 年間据え置いているが、この間、建物等修繕費や雑役務費等が近年大きく増加しています。

これらの経費の増加に見合う収入を確保する観点から、施設賃貸料の見直しについて、G 棟以外の川崎・大阪センターの出店者と協議を進めます。

（2）部分肉流通施設等の貸付け

部分肉流通施設の貸付けについては、川崎・大阪センターともに現在おおむね 100%に近い入居状況となっていますが、以下のとおり事務室に若干の空小間があることから、関係者からの情報収集、事業者への働き掛け等を行い空き小間の解消に努

めるほか、適正な貸付業務の実施に努めます。

部分肉流通施設の空き小間状況（令和7年2月末現在）

川崎センター F棟事務室 1小間

大阪センター 南館事務室 1小間、北館事務室 1小間

計 3小間

（3）施設設備の修繕等

ア 通常の修繕等

通常の施設設備の修繕等については、工事内容の緊急性、重要性等を勘案して計画的・効率的に行うことにより、機能の維持向上を図ります。

また、出店者の入退去に伴う原状回復工事等に随時対応します。

イ 冷却設備の更新

川崎センターF棟低層棟の冷却設備の更新については、令和6年9月に工事業者を選定して、工事に着手しており、令和7年度内の工事完了を目指します。

F棟の大型冷蔵庫棟の同施設の更新については、令和7年4月頃に環境省の「コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業」の補助金の公募申請を行い、その結果が明らかになった後に更新工事に着手し、完成は令和9年3月を予定しています。

また、大阪センター北館の大型冷蔵庫棟の冷却設備については、令和7年秋頃に工事業者の選定を行い、工事の事前準備に着手するほか、令和8年度と同補助金申請に向けて準備を進めます。完成は令和10年3月の予定です。

なお、冷却設備の更新については、平成24年4月に制定した公益財団法人日本食肉流通センター施設整備基金取扱規程に基づき、別紙のとおり整備方針を策定し、更新を行うために必要な資金の積立てを行います。

（4）衛生対策事業等の実施

センター内施設の衛生水準の向上を目的として、共用部分の細菌検査及び清掃消毒等を実施します。

3 部分肉の流通の改善及び合理化のための調査等

（1）食肉業界の販売動向についての情報収集・公表

食肉の販売状況や価格変動の要因等について、需要期（ゴールデンウィーク、お盆及び年末）を節目に食肉事業者から聴取し、的確にその動きを把握します。

また、この聴取結果については、食肉業界の販売動向として取りまとめ、公表します（年3回）。

（2）食肉をめぐる情勢の分析・公表

食肉の需給については、国際情勢や物価上昇など様々な要因が影響を与えてお

り、引き続き関連の情報やデータを分析・評価し、結果をレポートにまとめて公表します。

また、これらの分析・評価の結果について、セミナーなど適切な機会を捉えて対外的に紹介します。

(3) 更新した牛・豚コマーシャル規格書及び紹介動画の普及

令和6年度に更新した牛・豚コマーシャル規格書及び紹介動画について、センターのホームページやパンフレットを通じて普及します。

(4) ちくさんフードフェアの開催

令和7年10月11日(土)及び12日(日)の2日間、川崎センター内の駐車場等を会場として、ちくさんフードフェア実行委員会主催による第40回ちくさんフードフェアを開催します。

(5) 研修会の開催

センター出店者をはじめ食肉関係者や消費者等を対象に、川崎センター及び大阪センターにおいて、食肉流通の改善及び合理化のための研修会を開催します。

(6) 食肉流通標準化システム協議会活動の推進

食肉流通標準化システム協議会の事務局として、その活動を推進し、食肉流通の効率化等のシステム関連事項について検討及び意見交換等を行います。

4 広報活動の実施

センター及びその活動を広く周知・普及するため、令和4年度に立ち上げた新たなホームページ「総合サイト」を通じて積極的に情報発信するとともに、イベント等でパンフレットを広く配布するなど様々な機会を捉えて広報活動を実施します。特に令和7年度は、令和6年度に作成したセンター紹介動画及び牛・豚コマーシャル規格書の紹介動画について、ホームページを活用して紹介します。

また、ちくさんフードフェアについての開催内容の紹介を効果的に実施します。

このほか、一般消費者、民間企業、関係団体等の当センター見学希望者の受入を随時行い、センター事業・施設等の理解醸成を広く行います。

川崎 F 棟及び大阪北館の冷却設備等に関する整備方針

令和 7 年 3 月 14 日

公益財団法人日本食肉流通センター

1 目的

川崎 F 棟及び大阪北館に係る冷却設備等については、平成 6 年の建設時から約 30 年経過しているが、老朽化が著しく、また、使用している冷媒が規制対象となっていることから、当該設備の更新のための整備工事を計画的に進める。

これにより、冷却設備等の取得（以下「特定資産の取得・改良」という。）に備えて、公益財団法人日本食肉流通センター施設整備基金取扱規程（平成 24 年 4 月制定）第 3 条（別添参考）に基づき、あらかじめ資金を積み立てる。

2 特定資産の取得・改良の内容

特定資産の取得・改良とは、川崎 F 棟及び大阪北館における施設の老朽化を原因とする予定価格が 1 億円以上の冷凍機の取得をいう。

3 特定資産の取得・改良の整備内容、事業費総額及び整備期間

- | | |
|---------|--|
| （１）整備内容 | 川崎 F 棟 大型冷蔵庫棟及び低層棟の冷却設備の更新
大阪北館 大型冷蔵庫棟の冷却設備等の更新 |
| （２）事業総額 | 21 億円 |
| （３）整備期間 | 令和 7 年度から令和 9 年度まで |

4 特定資産の取得・改良の概要

上記 2 の特定資産の取得・改良を計画的に進めるため必要な資金の積立てを行う。

- | | |
|--------------|--|
| （１）積立限度額 | 21 億円 |
| 算定根拠 | 特定資産の取得・改良に関する基金の積立てを円滑に行うため、令和 9 年度までに見込まれる特定資産の取得・改良に要する経費を積み上げて算定 |
| （２）積立期間 | 令和 7 年度から令和 8 年度まで |
| （３）各年度の積立予定額 | |
| 令和 7 年度 | 3 億円 |
| 令和 8 年度 | 余裕資金に応じて積立て |

(平成 24 年 4 月 13 日開催の理事会決定)

公益財団法人日本食肉流通センター施設整備基金取扱規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人日本食肉流通センター（以下「センター」という。）の部分肉流通施設の貸付事業に係る施設の老朽化への対応、設備の高度化の必要性等にかんがみ、計画的にセンターの施設整備を行うために必要な基金（以下「施設整備基金」という。）の取扱いについて定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 施設整備基金は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 22 条第 3 項第 3 号に定める特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金とする。

(基金の積立等)

第 3 条 センターは、事業計画及びその附属明細書において、施設の計画的整備に関する事項（以下「施設整備方針」という。）を定めるものとする。

2 施設整備方針には、次の事項を定める。

（１）施設整備の内容、事業費の総額、施設整備の期間

（２）施設整備基金の積立限度額、その算定根拠、積立期間、毎年度の積立予定額

3 センターは、施設整備方針に沿って、施設整備基金の積立を行うものとする。

(基金の運用)

第 4 条 施設整備基金の運用は、別に理事長が定めるところにより、安全かつ有利な方法により行うものとする。

(基金の取崩し)

第 5 条 施設整備基金は、施設整備方針の実施のために取り崩すことができる。

2 緊急の資金需要等やむを得ない事情により前項の内容以外の用途に用いるために施設整備基金を取り崩す必要があるときは、理事会の決議を得なければならない。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、公益財団法人日本食肉流通センターの設立登記があった日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。

2 改正前の規程に基づく基金の積立てについては、改正後の第 3 条第 3 項の規定に基づいて行われたものとみなす。